

# 子育てヘルパー派遣事業のご案内

## 保護者の体調不良時等に家事などを支援します



### 1 利用できる方

さいたま市に居住し、昼間、他に家事や育児を行う人がいない方のうち、次のいずれかに該当する方

- 妊娠中または小学6年生までの子どもを養育しているが、体調不良のため家事・育児が困難
- 流産及び死産後1年以内で、体調不良のため家事・育児が困難
- 多胎児の出生後1年以内で、出生した乳児を養育している
- 体調不良のため家事・育児が困難で、日常生活を営むのに支障が生じているひとり親家庭の父、母及び寡婦

※産褥期等で家事や育児が困難な場合もご利用いただけます。

### 2 サービスの内容

利用する方の在宅時に、家事を中心としたお手伝いをします。

**家事援助** 食事の準備・後片付け、衣類の洗濯など、日常的な家事の援助を行います。

**育児援助** 授乳、おむつ交換、沐浴介助、適切な育児環境の整備など、保護者のお手伝い（補助）を中心に援助します。

詳細は別紙「提供できるサービスの内容（できること、できないこと）」をご覧ください。

### 3 派遣時間・期間

**派遣時間** 午前9時から午後5時まで（1回1時間以上3時間以内）  
※日時については応相談（ご希望の日時に必ず対応できるとは限りません）

**派遣期間** 1つの事由につき1日2回、年10日まで  
※多胎児の家庭は、年20日（最大40回）まで

## 4 利用料金等

### (1) 利用料金

	申請時の世帯の状況	利用料
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯 ★</li> <li>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 ★</li> </ul>	0円/時間
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村民税非課税世帯 ★</li> <li>・ひとり親家庭等医療費受給世帯 ★</li> </ul>	500円/時間
③	その他の世帯	1,000円/時間

※★印の方は、証明書の写しをご提出ください。

※生活必需品の買い物、その他のサービス等をおこなう際の交通費及び品物代等の実費が別途かかります。

### (2) キャンセル料

利用日時を変更(中止)する場合は、訪問日の前営業日午後5時まで、事業者にご連絡ください。連絡がなかったときは、キャンセル料(1,000円)を徴収します。

## 5 利用方法

- ①子育て支援政策課に電話またはメールで事前に連絡のうえで、申請書をご提出ください。
- ②子育て支援政策課がサービスを提供する事業者と調整し、決定通知を発送します。
- ③希望するサービスの内容や訪問日時等の詳細を事業者と打合せしてください。

---問い合わせ・申請書提出先---

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

さいたま市役所 子ども未来局 子ども育成部 子育て支援政策課 支援係

TEL 048-829-1271 FAX 048-829-1960

E-mail kosodate-shien-seisaku@city.saitama.lg.jp